

市庁舎周辺整備に係る基本方針 概要版

1 対象施設の整備について

(1) 市庁舎周辺整備の基本的な方向性

- ・市庁舎周辺整備の課題である「老朽化と狭あい」「耐震性不足」「周辺道路の渋滞」「ユニバーサルデザイン化対応の限界」の解消を基本に検討する。
- ・行政機能等の拠点の充実や防災拠点機能の整備、水と緑と詩のまちに相応しい景観の創出による「新たなまちづくり」を進め、利便性の高い、親しみやすい魅力的な空間の形成についても検討する。

(2) 各施設の整備手法及び事業手法の基本的な方向性

1) 図書館本館

民間施設との合築による新規整備を基本に検討する

- ・現図書館本館建物を耐震改修やバリアフリー化等の改修をした場合、来館者利用エリアが狭あい等により著しい機能低下を招く可能性がある。
- ・民間施設との合築は、市の財政負担の抑制などの相乗効果が期待できる。

現建物は議会庁舎を含め、行政機能の移転等による利活用についても検討する

- ・耐震診断ではB判定となっているが、Is値（構造耐震指標）は基準値よりも高い状況。
- ・市庁舎が手狭な状況にあり、来庁者等の利便性や事務効率の低下が懸念されている。
- ・財政負担の抑制やまちづくりの観点から、現建物を活かした利活用も検討する。

2) 議会庁舎

現図書館本館建物を生かした整備を基本に、市庁舎等と相互利用が可能な機能等を加えることについて検討する

- ・現議会庁舎の耐震改修と機能改善改修を行う場合は、耐震壁等を新たに設置する必要があり、更なる狭あい化により著しい機能低下を招くことから、現建物の活用は困難。
- ・現図書館本館建物を生かし、議会庁舎としての活用、及び会議室などの行政機能の付加について、財政負担の検証と合わせて検討する。

3) 職員研修会館

新たに整備する図書館本館や議会庁舎等への機能移転と跡地の売却や貸付等を検討し、市財政負担の軽減を図る

- ・機能等を精査し、図書館本館や他の市有施設等への機能移転を検討するとともに、跡地は売却や貸付けを検討する。

4) 民間活力の導入に係る方向性の整理

民間活力（PFI方式等）の導入を基本に検討する

- ・民間事業者の事業参画意向調査では、民間活力を導入することで、市の財政負担を抑制できる可能性や新たなまちづくりの展開が見込むことができる。

2 対象土地の整備について

(1) 整備範囲

- ・東は現図書館駐車場、西は現構内駐車場、南は市庁舎敷地、北は国合同庁舎跡地に囲まれた範囲を基本とし、来庁者増に伴う駐車場用地や周辺道路の検討が必要。
- ・整備範囲に隣接する民有地についても、所有者の意向を尊重したうえで、整形地化等を視野に入れた整備について検討する。

(2) 各駐車場等に係る整備の基本的な方向性

1) 来庁者及び来館者駐車場

今後の整備検討の進展により、効率的な配置、駐車場規模、立体化について検討する

- ・図書館本館の新規整備に伴う来館者増と民間施設利用者の駐車場確保や現図書館本館建物を利活用する場合の駐車場の検討が必要。

2) 公用車駐車場

市有地内への駐車を基本に、余剰地については売却し、借用地は解消を進める

- ・適正な台数管理を行ったうえで市有地内への駐車とし、余剰地の売却、借用駐車場の解消を進める。

3) 周辺道路

利用者等の利便性向上や整備範囲の有効活用等に向け検討する

- ・市庁舎や図書館本館利用者等の利便性の向上と整備範囲の有効活用等に向け、市道の整理について、それぞれに隣接する地権者等の意向を踏まえ検討する。

3 建設場所について

- ・将来を見据えた「まちづくり」や都市景観形成の観点や委託調査の結果及び市議会からの提言等を踏まえて検討する。
- ・新図書館本館については、国合同庁舎跡地等への整備を含め、合築する民間施設の業種等を勘案して、建設場所を検討する。
- ・新議会庁舎の建設場所については、議会機能の維持や財政負担の観点から現議会庁舎を使用しながら、現図書館本館建物の場所を基本に検討する。

4 基本構想の策定について

- ・本方針で整理した各整備等に係る考え方を基本として、具体的な合築内容や各施設の配置等について、今後、詳細に検討し策定する。